

## 医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書

医療等の社会保障制度は国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む上で不可欠なものであり、将来にわたって持続可能な制度を構築していく必要がある。

一方、社会保険診療等は消費税非課税であるため、医療機関等は仕入れに対して支払った消費税が控除されない、すなわち控除対象外消費税が発生しているため、医療機関等の仕入れに係る消費税相当額分については、診療報酬等に乗せられる仕組みとなっている。

しかしながら、診療報酬等による補填が全体として不十分であることに加え、一律の診療報酬等では個々の医療機関等の仕入れ構成の違いによる対応が困難であり、とりわけ多額の設備投資などを行っている医療機関等の消費税負担が深刻となるなど、医療機関等の経営を圧迫しているという声も医療等の現場から寄せられている。

このような中、平成 29 年度に予定されている消費税率の 10%への引き上げによって、医療機関等の経営への影響がさらに拡大すると、地域医療提供体制に影響を及ぼすことも懸念される。

また、この問題に対しては、平成 28 年度税制改正大綱においての検討事項として、「医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が 10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、実態の正確な把握を行う。税制上の措置について、医療保険制度における手当てのあり方の検討等とあわせて、医療関係者や保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえて、平成 29 年度税制改正に際し、総合的に検討し、結論を得る」とされている。

よって、国におかれては、持続可能な社会保障制度を継続していくため、医療等に係る消費税問題の抜本的解決を図るよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 三 石 文 隆

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

} 様